



〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目8番2号KGビル10F
 TEL (06)6838-1711 FAX (06)6838-1789
 Email info@yodogawaroukyou.gr.jp
 URL http://www.yodogawaroukyou.gr.jp

Monthly Hot News

地域別最低賃金が改定されます

令和3年度地域別最低賃金額が改定されます。47都道府県で、28円～30円、32円の引上げ（引上げ額が28円は40都道府県、29円は4県、30円は2県、32円は1県）、改定額の全国加重平均額は930円（昨年度902円）でした。なお、関西各府県の金額及び適用日は下記の通りです。詳細及び下記府県以外、産業別最低賃金については、各都道府県労働局ホームページをご参照ください。

府県名	地域別最低賃金額	適用予定日
大阪府	992円 (+28)	10月1日
兵庫県	928円 (+28)	10月1日
奈良県	866円 (+28)	10月1日
京都府	937円 (+28)	10月1日
滋賀県	896円 (+28)	10月1日
和歌山県	859円 (+28)	10月1日

令和3年8月1日から雇用保険の基本手当日額等が変更されます

雇用保険の失業給付（基本手当）額を算定するための基礎となる賃金日額等が、令和3年8月1日から変更されます。主な変更点は以下の通りです。

年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額				
離職時の年齢	賃金日額の上限額（円）		基本手当日額の上限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後（前年度増減）
29歳以下	13,690	13,520	6,845	6,760 (-85)
30～44歳	15,210	15,020	7,605	7,510 (-95)
45～59歳	16,740	16,530	8,370	8,265 (-105)
60～64歳	15,970	15,770	7,186	7,096 (-90)

【例】29歳で賃金日額が17,000円の方は、上限額（13,520円）が適用されますので、令和3年8月1日以降分の基本手当日額（1日当たりの支給額）は、6,760円となります。

賃金日額・基本手当日額の下限額				
年齢	賃金日額の下限額（円）		基本手当日額の下限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後（前年度増減）
全年齢	2,574	2,577	2,059	2,061 (+2)

・基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく2,061円になります。

令和3年8月1日から雇用継続給付の支給限度額等が変更になります

令和3年8月1日から高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の支給限度額等が変更になります。受給者への給付額が変わる場合がありますのでご注意ください。

① 高年齢雇用継続給付（令和3年8月1日以後の支給対象期間から変更）

- ・支給限度額 365,055円 → 360,584円
- ・最低限度額 2,059円 → 2,061円
- ・60歳到達時等の賃金月額
 - 上限額 479,100円 → 473,100円
 - 下限額 77,220円 → 77,310円

② 育児休業給付

- ・支給限度額 上限額（支給率67%） 305,721円 → 301,902円
- 上限額（支給率50%） 228,150円 → 225,300円

③ 介護休業給付

- ・支給限度額 上限額 336,474円 → 332,253円

令和3年9月1日から育児休業給付に関する被保険者期間の要件が一部変更されます～育児休業開始日が令和3年9月1日以降の方が対象です～

「育児休業給付金」の被保険者期間の要件が、9月1日から一部変更となります。これにより、これまで要件を満たさなかった場合でも、支給の対象となる可能性があります。特に、勤務開始後1年程度で産休に入った方などは対象となる可能性がありますので、一度ご確認ください。

＜原則の育児休業給付の被保険者期間＞

現行

育児休業開始日を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数(就労日数)が11日以上(※1)ある完全月が12か月以上あること。

追加

改正後

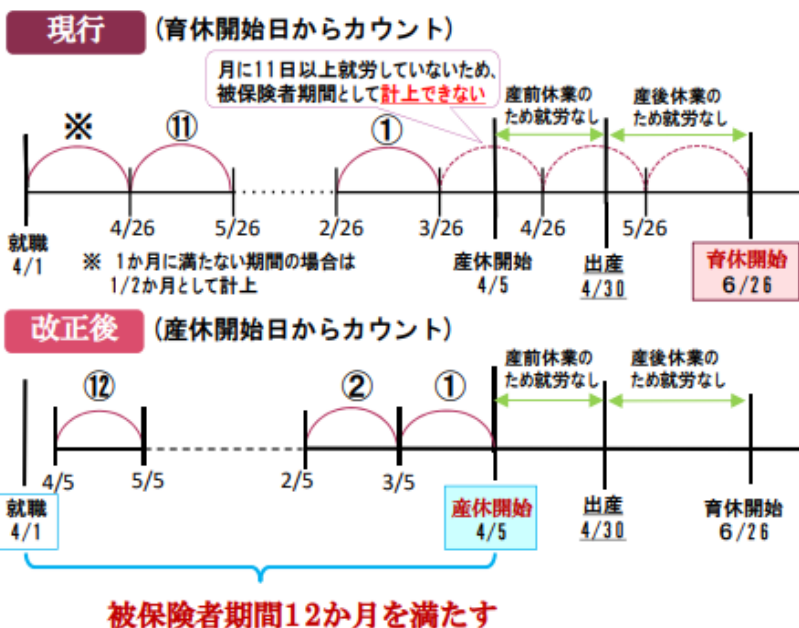
被保険者期間において上記要件を満たさないケースでも、産前休業開始日等(※2)を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数(就労日数)が11日以上(※1)ある完全月が12か月以上ある場合には、育児休業給付の支給に係る被保険者期間要件を満たすものとする。

(※1)11日以上が12か月ない場合、完全月で賃金支払基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として算定します。

(※2)産前休業を開始する日前に子を出生した場合は「当該子を出生した日の翌日」、産前休業を開始する日前に当該休業に先行する母性保護のための休業をした場合は「当該先行する休業を開始した日」を起算点とします。

具体的な事例

就職	令和3年4月1日
産前休業	令和4年4月5日～
出産日	令和4年4月30日
産後休業	～令和4年6月25日
育児休業	令和4年6月26日～
被保険者要件 (現行)	被保険者期間12か月を 満たさない
被保険者要件 (改正後)	被保険者期間12か月を 満たす



【休業開始時賃金月額証明書の記載の仕方】

改正後の方法によって被保険者期間を確認する場合、休業開始時賃金月額証明書の④および⑦の「休業等を開始した日」欄に産前休業開始日等を記載してください。それ以外の記載方法はこれまでと同様です。